

## 印西市環境推進事業者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における事業者の環境の保全と創造に関する取組みを推進するため、印西市環境推進事業者会議（以下「事業者会議」）を設置する。

### (所管事項)

第2条 環境推進事業者会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 印西市環境基本計画の推進
- (2) 印西市環境行動指針の策定
- (3) 印西市環境行動指針の推進
- (4) その他環境推進事業者会議の目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 環境推進事業者会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する。

- (1) 市内事業者
- (2) その他市長が必要であると認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 環境推進事業者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、環境推進事業者会議を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その会務を総理する。

### (事務局)

第7条 環境推進事業者会議の事務局は、環境経済部環境保全課に置く。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。